

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1114号

2022年（令和4年）2月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関する  
ことに係る個人情報を目的外に提供することについて（答申）

2022年（令和4年）1月25日付けで諮問（第1114号）された生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供することについて、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

鎌倉区検察庁検察官副検事から刑事訴訟法第507条の規定に基づき、裁判執行のため、生活援護課で保有する生活保護受給者情報の照会がなされた。刑事訴訟法第507条の規定は、目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、鎌倉区検察庁検察官副検事に生活保護受給者情報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

### (2) 個人情報を目的外に提供することについて

#### ア 目的外に提供する個人情報

住所、氏名、生年月日、保護受給の有無、連絡先、保護開始日、保護廃止日、保護廃止理由、受診医療機関

なお、照会書の照会事項の提供の必要性を鎌倉区検察庁検察官副検事に確認し、生活保護支給に関する申請書類の写し、保護費支給方法及び支給開始から現在までの支給状況については提供する必要はないものと判断した。

イ 目的外に提供する相手方  
鎌倉区検察庁検察官副検事

ウ 目的外提供の根拠規定  
刑事訴訟法第507条

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(㉞) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第507条の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第507条の規定は、検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる、としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した鎌倉区検察庁検察官副検事によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、裁判執行の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

なお、生活援護課では、当該裁判の裁判所、判決日及び事件番号を確認している。

(㉟) 目的外に提供する必要性

本件照会の具体的な必要性について、鎌倉区検察庁検察官副検事に問い合わせたところ、次のように述べている。

照会対象者は、2020年（令和2年）8月に道路交通法違反により罰金刑に処せられている。照会対象者と連絡が取れないため、支払能力があるかどうか生活保護受給状況の確認をしたい。受診医療機関については、留置に耐えられるかを確認したい。

本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

なお、個人情報を提供する際には、条例施行規則第11条に定める提供を受けるものが執る措置を講じるよう伝えるものとする。

また、個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存しているため、本人通知を行うものとする。

(3) 添付書類

ア 裁判執行関係事項照会書（甲）

イ 回答書（案）

ウ 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断をするものである。

本件照会は、正当な請求権を有した鎌倉区検察庁検察官副検事によって行われるものであり、本件照会の具体的な必要性について、鎌倉区検察庁検察官副検事に問い合わせたところ、次のように述べている。

照会対象者は、2020年（令和2年）8月に道路交通法違反により罰金刑に処せられている。照会対象者と連絡が取れないため、支払能力があるかどうか生活保護受給状況の確認をしたい。受診医療機関については、留置に耐えられるかを確認したい。

なお、実施機関では、当該裁判の裁判所、判決日及び事件番号を確認している。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要があると認められる。

以 上